

財務局職員を名乗る者からの架空の話にご注意

国が売払いした神奈川県横浜市中区に所在する元国有地について、現在の所有者に対し、財務局職員を名乗る者から「パスワードを設定する必要があるため、実印及び権利書等を準備して1週間以内に来てくれ。」といった架空の話を電話にて受けたとの情報があります。

当局において、移転登記完了後、売払いした財産について、何らかの手続きを行うことは基本的にはありませんので、このような不審な話には十分ご注意頂くとともに、お近くの財務局・財務事務所・出張所へご照会・ご確認頂くようお願いいたします。

連絡先

財務省関東財務局横浜財務事務所第1統括官
045-681-0935（ダイヤルイン）